

## 9-7 消費生活相談件数

(単位:件)

商品別分類	平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	構成比 (%)	受付件数	苦情件数												
【 総 件 数 】	100.0	3,001	2,628	100.0	3,089	2,711	100.0	3,118	2,856	100.0	2,942	2,674	100.0	2,979	2,735
【 商 品 全 体 】	45.4	1,363	1,250	43.8	1,352	1,219	49.4	1,540	1,456	47.8	1,406	1,305	52.3	1,558	1,468
商 品 一 般	14.2	427	394	10.3	317	279	8.0	251	231	9.7	284	249	11.0	327	290
食 料 品	6.5	194	175	7.3	225	209	9.2	288	276	7.2	212	192	6.6	196	188
住 居 品	3.2	95	87	3.0	93	86	3.8	117	115	3.3	97	89	3.7	109	105
光 熱 水 品	1.2	37	32	2.1	65	58	1.3	41	39	1.7	50	48	2.0	60	58
被 服 品	3.7	111	102	3.9	119	111	4.3	133	129	5.6	166	161	5.2	154	149
保 健 衛 生 品	4.1	124	120	5.6	173	163	7.8	243	226	6.7	196	189	10.1	302	299
教 養 娯 楽 品	7.4	223	203	6.7	207	187	9.2	287	274	8.3	244	229	8.1	242	224
車両・乗り物	2.2	66	65	2.0	63	58	2.4	75	74	2.5	73	71	2.5	75	72
土地・建物・設備	2.7	80	67	2.6	79	59	3.2	99	87	2.6	77	70	2.9	86	77
他 の 商 品	0.2	6	5	0.3	11	9	0.2	6	5	0.2	7	7	0.2	7	6
【 役 務 全 体 】	50.0	1,499	1,329	51.7	1,597	1,445	47.0	1,464	1,347	48.7	1,433	1,330	44.7	1,332	1,248
ク リ 一 ニ ン グ	0.4	13	13	0.2	6	6	0.3	10	9	0.3	9	8	0.2	7	7
レンタル・リース・賃借	5.7	171	155	5.5	169	157	5.9	185	175	5.3	156	152	6.0	179	169
工 事 ・ 建 築 ・ 加 工	3.2	95	84	2.6	81	70	3.1	96	89	3.3	98	88	2.6	78	72
修 理 ・ 補 修	0.5	16	15	1.0	30	29	1.4	42	37	1.0	29	25	1.0	29	29
管 理 ・ 保 管	0.1	2	2	0.1	4	4	0.2	7	7	0.0	1	1	0.2	5	5
役 務 一 般	0.2	6	6	0.4	11	9	0.4	11	11	0.3	10	9	0.3	9	9
金融・保険サービス	8.8	264	236	7.0	216	197	6.1	189	172	6.6	195	181	5.6	168	159
運輸・通信サービス	18.1	543	523	16.0	494	471	17.6	549	525	8.8	259	240	8.0	237	228
教 育 サ ー ビ ス	0.4	11	9	0.3	11	9	0.8	26	24	0.6	16	15	0.4	11	11
教養・娯楽サービス	2.3	70	65	2.7	83	79	1.6	50	46	10.0	295	293	9.1	272	270
保健・福祉サービス	3.7	111	87	8.8	271	231	3.9	121	110	4.8	140	121	4.6	137	124
他 の 役 務	4.4	131	117	5.2	160	145	4.3	135	125	6.3	184	174	4.8	144	133
内職・副業・ねずみ講	0.3	10	9	1.0	32	31	0.2	5	5	0.4	11	11	0.5	16	14
他 の 行 政 サ ー ビ ス	1.9	56	8	0.9	29	7	1.2	38	12	1.0	30	12	1.3	40	18
【 他 の 相 談 】	4.6	139	49	4.5	140	47	3.6	114	53	3.5	103	39	3.0	89	19

資料：協働推進部消費生活センター

※以下は、「消費生活年報2022」（独立行政法人 国民生活センター）における用語の説明から抜粋したものである。

「商品一般」：商品の相談であることが明確であるが、分類を特定できない、または特定する必要のないもの。身に覚えがない請求に関する相談が目立つ。

「保健衛生品」：人の身体を清潔にし、美化し、または健康を保ち、疾病を治療するために使用される商品。医薬品、医療機器（医療用具）、化粧品など。

「教養娯楽品」：主として教養、事務または娯楽・趣味の目的で使用される商品。パソコン、固定・携帯電話機、電話関連の機器・用品、音響・映像製品、スポーツ用品など。

「運輸・通信サービス」：旅客・貨物運送サービスおよび電話、放送、インターネット等の通信サービス。

「他の行政サービス」：消費者問題に直接関係のない相談で、相談の相手方が行政機関であるもの。